

## 米沢市犯罪被害者等支援条例(案)の概要

### 1 趣旨・目的

近年、全国的にも、山形県においても、刑法犯の認知件数の減少が見られますが、本人の意思とは関係なく、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等は、精神的にも、時には経済的にも困難に直面し、社会において孤立することを余儀なくされております。

このような背景から、本市において、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする条例を制定するものです。合わせて犯罪等により尊厳を奪われる形となった被害者の方が、安心して生活ができ、通常の生活と奪われた尊厳を取り戻すことができるよう、また、被害者等を支える地域社会の形成ならびに市民意識の醸成を目指します。

### 2 条例(案)の主な内容

#### (1)市、市民等、事業者の責務の明確化

犯罪被害者等支援に対する、市や市民等、事業者の責務を明確にし、それぞれの立場で犯罪被害者等への支援に努めます。

#### (2)相談及び情報の提供等・保健、医療及び福祉に関するサービス・居住の安定

被害の軽減及び回復を図るための必要な情報や支援は一人ひとり違うため、個々の事情に応じて可能な範囲で対応してまいります。

#### (3)経済的負担の軽減

条例の制定に併せて見舞金の支給要綱を整備し、見舞金を支給することを検討しています。

#### (4)民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行います。

#### (5)総合的支援体制の整備

県計画において支援体制の整備・充実が掲げられており、市町村の役割等が明記されているため、県と連携して支援を行っていきます。

#### (6)市民等及び事業者の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害を防止することの重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。

### 3 施行期日(案)

令和6年4月1日